

訪問型サービス、通所型サービスにおける変更について

平成 29 年 4 月から訪問サービス（国基準）、通所サービス（国基準）においても「1 回あたりの単位」（回数制）を導入します。また、訪問型サービス A、通所型サービス A に「1 日あたりの単位」を導入します。

< 1 回あたりの単位 >

○訪問サービス（国基準）

対象者	区分	サービス利用回数	単位
事業対象者・ 要支援 1・2	週 1 回程度	1 月の中で 4 回まで	1 回あたり 266 単位
事業対象者・ 要支援 1・2	週 2 回程度	1 月の中で 8 回まで	1 回あたり 270 単位
事業対象者・ 要支援 2	週 2 回を超える程度	1 月の中で 12 回まで	1 回あたり 285 単位
事業対象者・ 要支援 1・2	20 分未満（※）	1 月の中で 22 回まで	1 回あたり 165 単位

※短時間の身体介助を想定しています。また、1 日に複数回の提供はできますが、2 時間以上の間隔をあげずにサービスを提供した場合、算定できません。

○通所サービス（国基準）

対象者	サービス利用回数	単位
事業対象者・要支援 1	1 月の中で 4 回まで	1 回あたり 378 単位
事業対象者・要支援 2	1 月の中で 8 回まで	1 回あたり 389 単位

1 月のサービス提供回数が回数制で算定できる数を超える場合は、包括報酬（1 月あたりの単位）の算定です。

サービス提供実績に基づいて算定してください。報酬区分を変更する必要はありません。

（例 1）要支援 2 の人が月 9 回通所型サービス（国基準）を提供予定だったが、8 回になった場合は回数制となり、 $389 \text{ 単位} \times 8 \text{ 回} = 3,112 \text{ 単位}$ となります。

（例 2）月 9 回週 2 回程度の訪問型サービス（国基準）を提供予定だったが、3 回になった場合は回数制となり、 $270 \text{ 単位} \times 3 \text{ 回} = 810 \text{ 単位}$ となります。

※週 2 回程度の区分（270 単位）から週 1 回程度の区分（266 単位）に変更する必要はありません。

大野城市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A平成28年6月作成訪問【問1】は変更します。（3ページ参照）

回数制となる場合、キャンセル料を設定することは可能です。ただし、月額包括報酬の場合と日割り請求の場合は設定できません。

加算・減算については日割りコード、回数コードが設定されているものを除いて、回数に係らず1月に一回の算定となります。

<1日あたりの単位>

○訪問型サービスA

サービス内容略称	1月あたり	1回あたり	追加	1日あたり	
訪問型サービスA I (週1回程度)	1,138 単位 (11,857 円)	259 単位 (2,698 円)		追加	37 単位 (385 円)
訪問型サービスA II (週2回程度)	2,276 単位 (23,715 円)	263 単位 (2,740 円)			75 単位 (781 円)

○通所型サービスA

サービス内容略称	1月あたり	1回あたり	追加	1日あたり	
通所型サービスA 1 (週1回程度)	1,566 単位 (16,082 円)	360 単位 (3,697 円)		追加	51 単位 (523 円)
通所型サービスA 2 (週2回程度)	3,210 単位 (32,966 円)	370 単位 (3,799 円)			105 単位 (1,078 円)

提供回数は1月あたりの単価（月額包括報酬）に当てはまる場合でも、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」の日割りに該当する場合、日割り請求となります。

なお、月の提供回数×1回あたりの単価が月額包括報酬を超えない場合、1回あたりの単価（回数制）を適用してください。

<その他>

・運営規程等の変更が必要となる場合、平成29年4月1日変更分のみ変更届出書の提出締切日を4月15日とします。

単位数表マスタは平成29年4月1日適用版を3月末までに市ホームページに掲載します。

訪問【問1】訪問型サービスAについて、当初、週2回程度の利用（訪問型サービスAⅡ）を算定していたものの、月途中で状況が変化して、週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいのか

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更した際の報酬区分については、~~現在、~~大野城市では月途中で変更（訪問型サービスAⅡ：263単位/回→訪問型サービスAⅠ：259単位/回）する必要はないと考えて運用しています。

~~しかし、訪問型サービス（国基準）の回数ごとの算定（A1、A2コード）について、厚生労働省から「実績に基づき算定する」との回答が得られているため、国基準の回数制の導入に合わせて、サービスAにおいても、実績に応じて変更する運用を導入することを検討しています。実績に応じて変更する運用を開始する時期については平成29年4月ごろを予定していますが、決定後ホームページでお知らせしますので、注意してください。~~